

根浜海岸砂浜再生懇談会規約

(主旨)

第1条 この規約は、岩手県における根浜海岸砂浜再生懇談会（以下「懇談会」）という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、東日本大震災津波に伴い消失した、根浜海岸の砂浜の再生（養浜）に係る技術的検討をする根浜海岸復興養浜技術検討委員会（以下「委員会」という。）へ地元意見を反映させ、委員会の検討結果を情報共有することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 懇談会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 砂浜再生の可能性検討に関して地元としての意見を取りまとめ、委員会の検討結果を情報共有すること。
- (2) その他目的の達成にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、岩手県沿岸広域振興局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。
- 4 関係行政機関の職員である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、事務局より指名する。
- 3 座長は、会務を総務し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 懇談会は、岩手県沿岸広域振興局長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 座長が必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、岩手県沿岸広域振興局土木部において処理する。

- 2 事務局は、懇談会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で協議

する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

別表

根浜海岸砂浜再生懇談会 委員名簿

(敬称略) H30. 4. 1～

構成	分野	氏名	所属機関・団体名	備考	
学識経験者	水工学	田中 仁	東北大学大学院工学研究科 教授		
研究機関	水産	阿部 繁弘	岩手県水産技術センター 所長		
行政	防潮堤管理者	髙橋 昭雄	岩手県沿岸広域振興局農林部 部長		
	漁港管理者	山口 浩史	岩手県沿岸広域振興局水産部 部長		
	一般公共海岸管理者	藤井 幸満	岩手県沿岸広域振興局土木部 部長		
	釜石市	平松 福壽	釜石市産業振興部 部長		
地域代表者	市民団体	前川 昭七	根浜親交会 会長		
	NPO	岩崎 昭子	一般社団法人根浜 MIND 代表理事		
	漁業関係者	小川原 泉	釜石東部漁業協同組合 代表理事組合長		
	ユーザー代表	小林 格也	釜石トライアスロン協会 会長		
	経済・観光	澤田 政男	釜石観光物産協会 会長		
	観光	伊藤 聡	A&Fグリーンツーリズム実行委員会 副会長		
	環境	鈴木 弘文	釜石植物の会 会長		
	環境	臼澤 良一	環境パートナーシップいわて		
事務局	防潮堤管理者		岩手県沿岸広域振興局農林部		
	漁港管理者		岩手県沿岸広域振興局水産部		
	一般公共海岸管理者		岩手県沿岸広域振興局土木部	庶務	
	釜石市			釜石市産業振興部商業観光課	
				釜石市産業振興部水産課	